総務課　江東区宿日直専門員（会計年度任用職員）の募集について

江東区総務部総務課では、会計年度任用職員を次のとおり募集します。

| | |
|---|---|
| 募集人数 | ３名 |
| 勤務場所 | 江東区総務部総務課（江東区役所本庁舎）<br>※　江東区役所本庁舎１階を拠点として勤務します。<br>※　勤務職場に変更なし |
| 職務内容 | １　来庁者及び電話の応接並びに外部との連絡に関すること。<br>２　申請書、届出書等の受理及び許可証の交付に関すること。<br>３　到着した文書又は物品の収受に関すること。<br>４　保安業務及び庁舎管理業務に関すること。<br>５　非常災害時の連絡及び通報に関すること。<br>※職務内容に変更なし |
| 応募資格<br>（求められる能力） | 経歴：18 歳以上（深夜業に従事するため）で、Word 及び Excel の基本的な操作ができる方<br>資格：なし<br>免許：なし<br>求められる能力：来庁者への接遇及び電話対応を適切に行うことができ、庁舎内外の巡回その他の宿日直業務を遂行できる方 |
| 任　　期 | 令和９年１月１日から令和９年３月３１日まで<br>※　原則として、採用後１ヵ月間は、条件付採用期間となります。<br>※　令和 9 年 4 月 1 日以降、公募によらない再度任用への申込が可能です。ただし、1 年以内の任用であり、令和 9 年 4 月 1 日以降の再度任用を保障するものではありません。公募によらない再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考の上、決定します。 |
| 勤務日数 | １か月の勤務日数は９日以内とする。 |
| 勤務時間 | 変形労働勤務<br>①月曜日から木曜日まで（④に定める日を除く）　午後４時５０分から翌日の午前８時４０分まで<br>②金曜日（④に定める日を除く）　午後４時５０分から翌日の午前９時２０分まで<br>③土曜日　午前９時１０分から翌日の午前９時１０分まで<br>④日曜日及び祝日　午前９時００分から翌日の午前９時００分まで<br>※　休憩時間は①及び②は１時間、③及び④は１時間３０分<br>※　仮眠４時間あり<br>※　所定勤務時間を超える勤務：有り（業務の必要上やむを得ない場合） |

| | |
|---|---|
| 休　　暇 | 年次有給休暇、慶弔休暇（有給）、病気休暇（有給）等 |
| 報　　酬 | 時間額 1,728 円（令和 8 年 11 月現在）<br>※　上記のほか、通勤手当相当（上限 55,000 円/月）、超過勤務手当相当の報酬あり<br>※　特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合があります。 |
| 加入保険 | 健康保険、厚生年金保険、雇用保険 |
| 服　　務 | 会計年度任用職員は一般職の地方公務員となり、地方公務員法の服務に関する各規程（職務専念義務や守秘義務など）が適用されるほか、懲戒事由に該当する場合には処分の対象となります。 |
| 応募方法 | 会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付）に必要事項を記入の上、令和 8 年 11 月 27 日（金）17 時までに、持参または郵送（必着）で提出願います。 |
| 選　　考 | 選 考 日：12 月上旬<br>選考場所：江東区役所<br>選考方法：書類審査（第一次審査）及び個別面接（第二次審査）<br>※個別面接（第二次審査）は書類選考終了後、別途お知らせします |
| 注意事項 | 地方公務員法第１６条に該当する以下の方は応募できません。<br>（1）　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者<br>（2）　江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者<br>（3）　人事委員会又は公平委員会の職にあって、第６０条から第６３条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者<br>（4）　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 |
| 申込み・<br>問い合わせ先 | 〒135-8383　江東区東陽 4-11-28（江東区役所本庁舎 4 階 5 番窓口）<br>総務課総務係　石川・谷本<br>電話番号　03-3647-4020（直通） |
| その他 | 江東区は求職者等へのセクシュアルハラスメント防止に関するルールを定めています。また、求職活動等の過程で不安や被害を感じた場合の相談窓口を設け、相談者等のプライバシーを保護するための措置を講じています。詳細は当区ホームページ（https://www.city.koto.lg.jp/052100/saiyoharassment.html）をご覧ください。 |